

2 消安第 774 号
令和 2 年 5 月 13 日

食品安全委員会
委員長 佐藤 洋 殿

農林水産大臣 江藤 拓
(公 印 省 略)

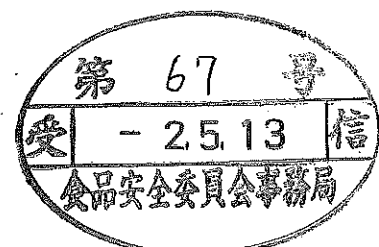
食品健康影響評価について

食品安全基本法（平成 15 年法律第 48 号）第 24 条第 1 項第 5 号の規定に基づき、下記事項に係る同法第 11 条第 1 項に規定する食品健康影響評価について、貴委員会の意見を求めます。

記

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和 28 年法律第 35 号）第 3 条第 1 項の規定に基づき、次に掲げる飼料添加物の製造の方法等の基準及び成分の規格を改正すること。

サリノマイシンナトリウム



飼料添加物サリノマイシンナトリウムの基準及び規格の改正に関する食品健康影響評価の意見聴取について

1. 経緯

サリノマイシンナトリウムは、飼料が含有している栄養成分の有効な利用の促進を目的として、昭和 53 年に飼料安全法に基づき、飼料添加物として指定されたポリエーテル系の抗菌性物質である。

また昭和 62 年の規格の改正に伴い現在はサリノマイシンナトリウム（その 1）及びサリノマイシンナトリウム（その 2）が指定されており、鶏用飼料（50 g 力価/t）及び牛用飼料（15 g 力価/t）を対象に使用が認められている。

今般、サリノマイシンナトリウム（その 2）製剤の規格について、以下の要望があった。

- ・海外においては製造用原体（その 2）を用いた製剤は 1 mg 中につき 200 µg（力価）のものが流通しており、国内外の統一のため製剤の力価を変更すること。
- ・力価を 1 mg につき 200 µg（力価）に変更する場合、製剤中の製造用原体の割合が大きくなることから、製造用原体の形状を考慮して製剤についても粒状の形状を認めること。

2. 改正の概要

サリノマイシンナトリウム（その 2）製剤を「製剤（その 1）」とし、製造用原体（その 1）を用いて製造するよう変更する。また、エとして「製剤（その 2）」の規格を新設し、製造用原体（その 2）を用いて製造され、力価を 1 mg 中に 200 µg（力価）以下とし、形状として粒状を含み、その他については製剤（その 1）と同様の規格とする。

なお、飼料への添加量の規定に変更はなく、製造方法は混和する賦形物質の量のみが規定と異なるが、いずれの賦形物質とも、飼料添加物として通常使用することについて、食品安全委員会は、人の健康に及ぼす悪影響の内容及び程度が明らかなものと評価している（平成 24 年 4 月 5 日府食第 342 号）。

3. 今後の方針

食品安全委員会からの食品健康影響評価の結果を得た後、パブリックコメント等により一定期間意見の公募を行い、省令の改正の進めを進める。